

## 我が国航空市場競争環境整備プログラム（抄）

### 1. 基本的考え方

国土交通省としては、航空市場における航空運送事業者間の競争を通じて利用者利便の向上を図ることが重要であるとの認識に立ち、これまで国内航空運送事業について需給調整規制の撤廃、運賃の事前届出制への移行等の規制緩和を実施するとともに、航空輸送サービスを提供する上で基盤となる混雑飛行場における発着枠の配分に当たっては、新規航空会社を優遇する措置をとってきたところである。これによって、新規航空会社の参入等を通じて、主要路線における運賃の低下、利用可能な航空会社数・便数の増大等、目に見える形で多くの利用者に競争促進の効果が及んでおり、これまでの競争促進策は一定の成果を上げているところである。一方で、本年6月のエアドゥによる民事再生手続きの申立て、8月の新規航空会社であるスカイネット・アジア航空の運航開始、9月のスカイマークエアラインによる増便計画の発表等、新規航空会社において新たな動きがあったほか、既存航空会社においても本年10月に日本航空と日本エアシステムが経営統合を行うなど、我が国航空市場は、新たな局面を迎えているところである。これらの動きを踏まえ、今般、上記基本的認識に立ちつつ、新規参入等による成果をさらに確固たるものとするため、我が国航空市場における競争環境のさらなる整備を行うこととする。このため、以下の措置を講じ、より一層の利用者利便の向上を図ることとする。

### 2. 個別プログラム

(1)～(4) (略)

#### (5) 運賃

新規航空会社が低運賃により参入し、これに大手航空会社が割引運賃等を設定して対抗する例が見られるが、それ自体は競争上通常見られる行為であり、この結果、当該路線における全体的な運賃レベルが低下し、多くの利用者に利益がもたらされてきている。しかしながら、個別の状況に照らし、略奪的な運賃の設定等競争制限的な運賃設定が行われていると判断される場合

には、適切な対応措置をとる必要があり、このため、新規航空会社が就航する路線の運賃について、以下のとおり注視を行っていくこととする。

新規航空会社が就航する路線の運賃動向を注視し、不当な競争を引き起こすこととなるおそれがある場合には、適切な対応措置をとることとする。

利用者利便に適う運賃設定を行う航空会社とこれに追随して対抗運賃を設定する航空会社があるが、これらの行動を明らかにするため、航空局への運賃の届出時期の順番等を明示した運賃設定状況を3ヶ月ごとに行っている「航空輸送サービスに係る情報公開」などにおいて明らかにすることとする。

以下（略）